

北上市職員の育児休業等条例の一部改正について

国の制度改正に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じようとするもの。

1 改正内容

今年度の人事院勧告に基づいて、国家公務員の育児休業制度が改正されることに伴い、総務省から所要の措置を講じるよう技術的助言があったもの。

- ① 非常勤職員（主に会計年度任用職員）の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止する。（第2条・第17条関係）
- ② 職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するため、任命権者に対して次の措置を義務付ける。（新第21条・第22条関係）
 - ・ 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
 - ・ 育児休業をしやすい勤務環境の整備に関する措置

2 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件

	改正前	改正後
育児休業・部分休業共通	① 連続1年以上在籍している非常勤職員（同一の任命権者に限る）	→ 廃止
	② 勤務日が週3日以上又は年121日以上ある非常勤職員	→左に同じ
育児休業の要件	③ 再度の任用等により、子の1歳6か月到達日に在職の可能性がある非常勤職員	→左に同じ
部分休業の要件	④ 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員	→左に同じ

※部分休業：子を養育するために1日2時間以内について勤務しないこととすることができる制度（無給）

3 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

「任命権者が講じなければならない措置」の明記

措置内容	条例
① 職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等の申出があったときの措置	第21条
(1) 育児休業に関する制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業の手続方法 ・ 育児休業手当金などの給付の受給手続方法 	
(2) 育児休業制度の利用に係る当該職員の意向の確認	第22条
② 勤務環境の整備に関する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する育児休業に係る研修の実施 ・ 育児休業に関する相談体制の整備 ・ その他の措置 	

4 今後の日程

- ・ 令和4年3月 3月議会にて審議
- ・ 令和4年4月 施行